

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 9 号

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

道路占用料徴収条例施行規則（昭和 46 年岩手県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（占用料の特例）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる占用物件に係る占用料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 第 1 号に掲げる路外駐車場以外の駐車場 条例で定める額の 50 パーセントに相当する額</p> <p>（5）～（9） [略]</p> <p>2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。</p> <p>（1） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 35 条に規定する事業（<u>道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 19 条に規定するものを除く。</u>）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係る物件</p> <p>（2）～（21） [略]</p>	<p>（占用料の特例）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる占用物件に係る占用料の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 第 1 号に掲げる路外駐車場以外の駐車場及び<u>道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 7 条第 8 号に掲げる器具</u> 条例で定める額の 50 パーセントに相当する額</p> <p>（5）～（9） [略]</p> <p>2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。</p> <p>（1） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 35 条に規定する事業（<u>政令第 18 条に規定するものを除く。</u>）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係る物件</p> <p>（2）～（21） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。